



会 社 名 ベースフード株式会社
 代表者名 代表取締役 橋本 舜
 (コード番号:2936 東証グロース市場)
 問 合 せ 先 C O O 川南 圭一郎
 (TEL.:03-6416-8905)

当社は2025年4月22日開催の取締役会において、2025年5月28日開催予定の当社第9回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

当社は、第9回定時株主総会での承認を前提として、今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、事業目的を追加し、また、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加し、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

変更の内容は別紙のとおりです。

定款変更のための株主総会開催日 2025年5月28日(予定)

本定款変更の効力は、2025 年5月 28 日開催予定の当社第9回定時株主総会において、定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当該総会の終結の時をもって発生いたします。

1

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 食品の製造・販売 2 ヘルスケア関連事業 3 気候変動対策その他のSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 関連事業 4 飲食業 5 貸スペースの運営・管理 6 倉庫業 7 貨物利用運送事業・貨物自動車運送事業その他の物流関連事業 8 先端技術等を活用した変革サービスその他の事業 (新設) (新設) <u>9</u> 上記に附帯関連する一切の事業 第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 <u>3 監査役会</u> <u>4</u> 会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第19条 (新設) 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第1章 総 則 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) 6 (現行どおり) 7 (現行どおり) 8 (現行どおり) <u>9 情報提供サービスその他の顧客接点活用関連事業</u> <u>10 ライフスタイル関連商品の企画、製造、販売その他のマーケティング関連事業</u> <u>11</u> (現行どおり) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 <u>2 監査等委員会</u> (削除) <u>3</u> 会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>5</u>名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2</u> 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

<u>2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> (取締役の任期) 第20条 取締役の任期はその選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) <u>2 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設) 第21条 (条文省略) (取締役会の招集及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 2 取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。 第23条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。</u> (新設) (取締役会議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名した後、当会社において保存する。 第26条 (条文省略)	<u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> (取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期はその選任後 <u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第21条 (現行どおり) (取締役会の招集及び議長) 第22条 (現行どおり) 2 取締役会を招集するときは、各取締役に 対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。 第23条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役が記名押印又は電子署名した後、当会社において保存する。 第27条 (現行どおり)
---	---

(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
<u>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	<u>第28条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u>
<u>第28条 (条文省略)</u>	<u>第29条 (現行どおり)</u>
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の数)</u>	(削除)
<u>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削除)
<u>(監査役を選任)</u>	(削除)
<u>第30条 当社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
<u>第31条 監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
<u>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
<u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集)</u>	(削除)
<u>第33条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
<u>2 監査役の前員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議)</u>	(削除)
<u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会議事録)</u>	(削除)
<u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した監査役が記名押印又は電子署名した後、当会社において保存する。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
<u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)

(監査役の報酬等) <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) <u>第38条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円又は法令が規定する額のいずれか高い方の額とする。</u>	(削除) (削除) (削除)
(新設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
(新設)	<u>第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新設)	<u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議の方法)</u>
(新設)	<u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> <u>(監査等委員会の議事録)</u>
(新設)	<u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u> <u>(監査等委員会規程)</u>
(新設)	<u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 会計監査人 <u>第39条～第42条 (条文省略)</u>	第 6 章 会計監査人 <u>第35条～第38条 (現行どおり)</u>
第 7 章 計 算 <u>第43条～第46条 (条文省略)</u>	第 7 章 計 算 <u>第39条～第42条 (現行どおり)</u>
第 8 章 附 則 <u>第47条 (条文省略)</u>	第 8 章 附 則 <u>第43条 (現行どおり)</u>
	<u>(監査役の責任免除の経過措置)</u>

(新設)	第44条 当社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 第9回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、第9回定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。
------	--